

松本城を核としたまちづくり

1 松本城三の丸エリア整備事業

総合戦略局 お城まちなみ創造本部

(1) 目標

二つの国宝を有する松本城三の丸及び旧開智学校周辺の将来像を示し、公民が連携して、「誰かに語りたくなる暮らし」をつくり、松本城三の丸エリアビジョンの実現を目指すものです。

(2) 令和4年度の実績と成果

- ア エリアビジョンを実現していくため、関連団体や市民、2名のアドバイザーとの対話を積み重ね、社会実験を先導的に進めていく界限やエリアビジョン推進組織の在り方について検討しました。
- イ 検討結果を踏まえ、令和4年12月に公民連携のエリアビジョン推進組織「三の丸エリアプラットフォーム」を設立しました。
- ウ 社会実験を先導的に進めていく6界限において、7団体が「三の丸エリアプラットフォーム」の事業会員として加入し、令和5年3月の公開プレゼンテーションで実施プロジェクトを発表しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 従来のイベント的な取組みから日常の暮らしのシーンとなる取組みにどう繋げていけるのかが今後の課題です。
- イ 令和5年度から6年度にかけて、小さなチャレンジと効果検証を積み重ねるとともに、令和7年度以降にその取組みが日常化するための仕組みづくりについても検討・検証し、「誰かに語りたくなる暮らし」を目指します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成27年度 「松本城三の丸地区整備基本方針～大名町・土井尻界限～」を策定
- 令和2年度 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を支援するための緊急措置を活用し、「街場のえんがわ作戦」として道路占用許可基準を緩和した公共空間利活用（テラス席やベンチ等の設置）を開始
(大名町通りや緑町・辰巳の御庭など、市道7路線、国県道2路線で実施)
- 3年度 「松本城三の丸エリアビジョン」を策定
- 4年度 「三の丸エリアプラットフォーム」設立
公開プレゼンテーションを開催

松本城を核としたまちづくり

2 国宝松本城南・西外堀復元事業

総合戦略局 お城まちなみ創造本部

(1) 目標

松本城に代表される歴史や文化の営みを実感できるまちづくりを進めるため、「松本城およびその周辺整備計画」に基づき、都市計画道路内環状北線整備事業と一体的に松本城南・西外堀を復元するものです。

(2) 令和4年度 of 取組みと成果

- ア 令和4年度末時点の事業用地取得状況は、取得予定面積 9,283.26㎡に対し、8,628.16㎡（取得率 92.9%）となりました。
- イ 復元整備の根拠となる客観的な情報を収集するため、初めて南外堀西側を横断的に発掘調査しました。堀底形状や埋め土・堆積土の状況などの確認はできましたが、復元整備の基となる標準断面設定に対する情報不足について、文化庁から指導を受けました。
- ウ 水をたたえた堀の復元に向け、関係機関との協議を積み重ねるとともに、文化庁から現地指導等を受けました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 関係権利者の理解と協力を得ながら、令和5年度中に事業用地取得を完了できるよう、引き続き交渉を進めます。
- イ 復元整備の基となる標準断面設定のための情報収集に向け、文化庁からの指導を踏まえて、引き続き南外堀東側などの発掘調査を追加実施します。
- ウ 発掘調査の成果等を基に、復元整備に向けた設計方針（課題解決策、復元形状や整備手法など）を検討します。また、用地取得や発掘調査が進捗している南外堀の検討を先行し、段階的に整備を進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

昭和52年度	「松本城中央公園整備計画」で外堀復元の基本方針を決定
平成11年度	「松本城およびその周辺整備計画」を策定
19年度	教育民生・建設合同委員協議会において、外堀の復元と内環状北線（先線）を一体的に整備することとし、具体的な対応等に着手することについて了承
24年度	都市計画公園区域を変更 文部科学大臣が南・西外堀の一部を史跡松本城に追加指定を開始
25年度	事業用地取得を開始
30年度	事業方針を堀復元から平面整備へと変更
令和2年度	市議会6月定例会において、水をたたえた堀復元のための調査、研究を進める考えを表明 城西2丁目（医師会館跡地）の代替地整備に着手
4年度	文化庁へ水をたたえた堀を復元整備することについて協議し、了承 南外堀西側において初めて横断的に発掘調査を実施

松本城を核としたまちづくり

3 まちなみ修景事業

建設部 都市計画課

(1) 目標

各地区のまちづくり協定に定めたデザインに基づきファサード（正面周辺部）を改修することで、城下町の歴史的な景色に調和した魅力ある街なみを形成し、周辺観光施設や中心市街地との回遊性の向上を図ります。

(2) 令和4年度の実施状況と成果

- ア 平成30年度からお城周辺地区で実施しています。
- イ 建築等の行為にあたっては、お城周辺地区まちづくり推進協議会第2ブロックにおいて締結した、修景基準や協定に適合しているか運営委員会に諮り、事業者と協議を行いました。
- ウ 地区内で制度や基準を周知し、更に景観形成が進むよう地区内での意識醸成を支援しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 三の丸地区内では大規模な公共事業が進行しており、各種事業を含め土地利用が見込まれるお城周辺地区について、平成28年度作成の「お城周辺地区第2ブロックまちづくり協定」、平成29年度作成の「まちなみガイドライン」に基づき、景観形成を推進します。
- イ 今後の修景補助のあり方について、まちづくり推進協議会やお城まちなみ創造本部と連携しながら検討します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

対象地区	補助件数	実施期間
中町地区：	52件	(平成元～21年度)
本町地区：	17件	(平成13～16年度)
下町地区：	42件	(平成6～23年度)
中央東地区：	13件	(平成18～25年度)
お城周辺地区：	8件	(平成30～令和3年度)
計	132件	

整備費用の3分の2相当額を補助。上限300万円

4 松本城周辺整備事業

(1) 目標

松本城南・西外堀復元事業、内環状北線整備事業ほか周辺環境整備を一体的に進め、水めぐる城下町の歴史的風致の維持向上を図るとともに、歩行者が安全・安心に松本城を回遊できる空間確保のための道路整備を行います。

(2) 令和4年度の実績と成果

- ア 内環状北線は、工事を実施しました。
- イ 市道 1056 号線は、工事と用地買収・補償を実施しました。
- ウ 市道 1057 号線は、用地買収・補償を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 内環状北線は、令和5年度に2車線による対面交通を開始します。
- イ 市道 1057 号線は、引き続き、関係権利者個々の具体的な条件整備を進め、事業進捗を図ります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

昭和 35 年度	都市計画決定（内環状北線）
平成 2 年度	都市計画変更（白板交差点～今町交差点・30 mに変更）
9 年度	都市計画変更（今町交差点～松本城入口の道路幅員 31 mに変更）
11 年度	「松本城およびその周辺整備計画」を策定
19 年度	教育民生・建設合同委員協議会において外堀の復元と内環状北線（先線）を一体的に整備することとし、具体的な対応等に着手することについて了承
21 年度	地元説明会開催
22 年度	地元説明会を 5 回開催し、南・西外堀復元計画及び内環状北線（先線）の整備計画の素案を提示。内環状北線の現況測量及び土質調査を実施
23 年度	松本城南・西外堀復元事業、内環状北線整備事業の地元対応窓口「松本城周辺整備課」設置。地権者等全ての関係者に対し、権利調査及び意向調査実施
24 年度	松本都市計画道路事業（3・2・12号内環状北線）認可
25 年度	内環状北線の事業用地取得を開始
令和 元 年度	市道 1057 号線の事業用地取得を開始
2 年度	内環状北線の電線共同溝ほか道路整備工事に着手 市道 1056 号線の工事に着手
4 年度	市道 1056 号線の一部完成

地域交通ネットワークの拡充

1 総合交通戦略の推進

交通部 交通ネットワーク課

(1) 目標

過度な自家用車依存の社会から歩行者・自転車・公共交通の優先へ転換し、脱炭素社会の推進や人中心の交通まちづくりを実現するため、地域特性に応じた適切な交通手段をかしこく選択できる移動環境とそれをシームレスにつなぐ交通体系を構築する施策を推進します。

(2) 令和4年度の実績と成果

- ア 路線バスの交通決済キャッシュレス化について、QRコードを活用した決済方式により、4月から一部路線で実証実験を開始しました。
- イ 令和4年度から補助金形式の交通まちづくりにぎわい創出事業を開始し、中町通りにおいて、自動車の通過交通を抑制するため、地元が主体となり、トランジットモールを計8回行いました。
- ウ 渋滞対策として、道路整備事業箇所の早期着手・完了に向けた調整等を関係機関と連携し、情報共有を行いました。また、令和3年度に実施した時差出勤やテレワークによる通勤時間帯の交通量ピークを分散する取組みについて、企業数・事業所数を拡大して実施しました。
- エ 平田駅パークアンドライド駐車場において、機器更新に伴いキャッシュレス決済を導入し、利用者の利便性向上を図りました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 路線バスの交通決済キャッシュレス化については、対象を全路線へ拡充するとともに、QRコード方式に加え、クレジットタッチ決済方式導入など機能を拡充し、本格運用を開始します。
- イ 渋滞対策について、多くの企業・事業所に時差出勤やテレワークの取組みを呼びかけ、通勤時間帯のピーク分散を拡大します。
- ウ 利用が好調な平田駅パークアンドライド駐車場について、リアルタイムの空き台数情報の公表や舗装補修に合わせ区画線を引き直して駐車可能台数を増やし、利用者の利便性向上を図ります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 令和 2年度 中町通りにおいて、トランジットモールを実施（計2回）
- 3年度 松本市総合交通戦略を改定
中町通りにおいて、地元が主体となって、トランジットモールを実施（計10回）
- 4年度 路線バスの交通決済キャッシュレス化の実証実験を一部路線で開始
中町通りにおいて、地元が主体となって、トランジットモールを実施（計8回）

イ 統計資料

年度別パークアンドライド駐車場利用台数・利用率

年度	新村駅 (50台)	平田駅 (133台・142台※)	大庭駅 (51台)
R 2	5,680台・31%	35,562台・74%	9,497台・52%
R 3	4,823台・26%	38,690台・80%	14,070台・76%
R 4	台数調査未実施	41,307台・80%	12,676台・67%

※ 平田駅パークアンドライド駐車場の収容台数 R3以前：133台、R4以降：142台

地域交通ネットワークの拡充

2 公設民営体制の構築

交通部 公共交通課

(1) 目標

利用者の減少により、民間事業者だけでは継続が困難になりつつある路線バスを市民の足と位置付け、行政主導による公民の適切な役割分担の整理をし、更なる利便性向上に向けて運行ルート・ダイヤ・運賃制度の見直しを行い、持続可能な公共交通体系の構築を推進します。

(2) 令和4年度の実績と成果

- ア 令和5年4月の公民連携による新たな路線バスの運行制度及び交通ネットワークへの移行を目指し、市で設定した運行水準をもとに運行事業者と公設民営による路線バス運行開始に向けた準備を進めました。
- イ 新たな運行制度及び交通ネットワークの構築に向けて、地域住民との意見交換会や説明会をブロック及び地区単位で計29回実施し、広く地域住民の意見を聴取しました。また、事業愛称を公募により、「ぐるっとまつもと」としました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 再編した「ぐるっとまつもと」バス路線については、利用状況、住民要望及び評価検証結果を踏まえ、必要な見直しを行います。また、利便性向上及び効率的な運行に努めるとともに、国の補助事業を積極的に活用します。
- イ 持続可能な公共交通を確保するため、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を理解し、継続的な利用促進等に取り組めます。
- ウ ルートや便数、ダイヤについて、利用者の意見を聴取しながら、より利便性を高められるよう運行事業者とともに見直しを進めます。
- エ 高齢化等により需要が高まりつつあるラストワンマイルとしての地域内移動について、AIを活用したオンデマンド交通を運行するなど、交通体系構築に向けた地元調整を進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成28年度 松本市地域主導型公共交通事業を拡充。現在、地域バスが6路線運行(波田循環バス、ほしみ線、中山線、入山辺線、浅間・大村線、島内川東乗合タクシー)
- 29年度 松本周遊バス「タウンズニーカー」について、市が実施主体となり、ルートを見直し増便
- 令和元年度 アルピコ交通(株)上高地線は、大規模改修計画(平成23～令和元)に基づき整備
国・県と協調した補助に加え、市独自の上乗せ補助を継続
- 2年度 市営バス四賀線と四賀地域バスの統合及びダイヤ見直し
- 3年度 松本市、山形村、朝日村による地域公共交通計画の策定
- 4年度 アルピコ交通(株)の自主路線を含めた、エリア全体の路線再編を実施
西部地域コミュニティバスを地域連携バスに、市営バス四賀線を四賀循環バスに、市営バス奈川線を奈川・安曇線に改称するとともにルートやダイヤを見直し

イ 統計資料

年度別バス利用者数(人)

年度	タウンズニーカー (4コース)	西部地域 コミュニティバス	市営バス 四賀線	南部 循環線	市営バス 奈川線
令和2	224,773	51,538	17,671	12,812	7,781
令和3	257,730	56,326	20,826	13,267	7,191
令和4	331,597	60,541	19,001	14,181	7,774

※ 四賀地区・奈川地区のバスは、スクール利用を含む。

自転車活用先進都市の実現

1 自転車交通安全推進事業

交通部 自転車推進課

(1) 目標

自転車の適正かつ安全な利用を図りながら、自転車利用環境の整備を促進し、自転車を気軽に快適に利用できるまちを目指します。

(2) 令和4年度の実績と成果

- ア 自転車通行空間のネットワーク計画に基づき、自転車関連の交通事故が多い路線から矢羽根マークの設置を実施しました。
- イ 自転車の交通安全啓発として、高校生を対象としたスケアードストレイト交通安全教室を開催するなど、自転車利用者の運転ルール遵守のための取組みを実施しました。
- ウ シェアサイクル事業は、専用の駐輪場を3か所増設し33か所になりました。
- エ 平成27年度から休止していた中条自転車駐車場がリニューアルオープンしました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 自転車の利用促進に向けて、快適な自転車通行環境のネットワーク化が望まれており、利用状況に応じた自転車通行空間の計画的な整備が必要です。
- イ 市内における自転車関連の交通事故割合が県平均の約1.5倍であることから、電動アシスト付自転車を含めた自転車の安全利用・交通ルールの啓発及び交通マナーの向上と、ヘルメット着用対策が必要です。
- ウ シェアサイクル利用者の行動分析を行い、更なる利用拡大を目指します。
- エ 既存自転車駐車場の経年劣化に対する改修・更新工事を、計画的に実施することが必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成18年度	自転車レーン整備開始
25年度	高校生を対象としたスケアードストレイト交通安全教室開始
29年度	自転車活用推進法施行
30年度	自転車活用推進計画が閣議決定
令和元年度	長野県において自転車活用推進計画を策定
3年度	松本市自転車活用推進計画を策定
4年度	中条自転車駐車場のリニューアルオープン

イ 統計資料

スケアードストレイト交通安全教室参加校

(単位：校)

年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
参加校	2	1	2	5	5	6	3	0	5	4

交通需要に即した道路整備

交通部 交通ネットワーク課
建設部 都市計画課

1 都市計画道路の見直し

(1) 目標

社会情勢の変化に対応し、長期未着手路線の見直しを行うとともに、集約連携型都市構造の実現による効率的かつ機能的な都市づくりを推進するための路線網の形成を図るものです。

(2) 令和4年度の実施と成果

ア 関係機関との調整及び地元説明のうえ、大村上金井線、宮渕新橋上金井線、小池浅間線、女鳥羽川北岸線、女鳥羽川南岸線の一部を廃止、逢初鎌田線の全線を廃止しました。

イ 博労町栄町線（本庄1丁目）を新たに都市計画決定しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 市内の都市計画道路の約8割は昭和36年に決定されたもので、人口減少等の社会情勢の変化によりその必要性に変化が生じています。

イ 都市計画道路の計画地には建築制限が課されており、実現可能性の低い路線は早期に見直しの必要があります。

ウ 平成22年度策定の松本市総合都市交通計画に基づく見直しを令和4年度に完了しました。今後も、さらなる効率的かつ機能的な路線網の構築のため、引き続き見直しに取り組みます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成22年度 松本市総合都市交通計画を策定
31年度 城山新井線の一部、松本朝日線の一部を廃止
令和2年度 出川浅間線の一部、末広線の全部を廃止
4年度 大村上金井線、宮渕新橋上金井線、小池浅間線、女鳥羽川北岸線、女鳥羽川南岸線の一部、逢初鎌田線の全線を廃止
博労町栄町線（本庄1丁目）を都市計画決定

イ 統計資料

松本都市計画道路の整備状況

年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
計画延長 (m)	116,750	115,520	115,520	114,960	108,330
整備延長 (m)	48,970	49,089	49,203	49,760	50,010
整備率 (%)	41.9	42.5	42.6	43.3	46.2

交通需要に即した道路整備

建設部 建設課
公共用地課

2 幹線道路等の整備

(1) 目標

コンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちづくりを推進するため、都市基盤となる幹線市道の整備を計画的・効率的に進めます。

(2) 令和4年度の実績と成果

- 第6次道路整備五箇年計画に位置付けている次の路線について、継続して事業に取り組みました。
- ア 中環状線の市道7003号線（島立）は、工事と用地買収・補償を実施しました。
 - イ 外環状線の出川浅間線（里山辺）は北小松工区に加えて小松町工区の事業認可を取得し、用地買収・補償を実施しました。
 - ウ 南北幹線の中条白板線は、巾上工区で工事が完了し、白板工区では、仮橋設置工事・用地買収・補償を実施しました。
 - エ 南北幹線の小池平田線（庄内～本庄）は、用地測量、補償調査を実施しました。
 - オ 東西幹線の市道2181号線（浅間温泉2丁目）は、工事と用地買収・補償を実施しました。
 - カ 補助幹線の波田地区の市道波田98号線（森口）は、工事と補償を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

市街地への交通を分散化し、快適な道路環境と住みよいまちの形成を目的とした環状放射型の幹線道路網の整備は、4年度末で75.7%となり目標値をやや下回ります。今後も関係者の協力を得ながら、計画的に事業進捗を図ります。

今後の課題は、継続路線の早期整備を含め、第7次道路整備五箇年計画において整理していきます。

（第6次道路整備五箇年計画の整備方針）

- ・まちづくりと連携した道路整備
- ・安全で快適に通行できる道づくり
- ・交通円滑化のための幹線道路の整備
- ・防災性の向上に向けた取組み
- ・将来を見据えた維持管理
- ・広域的な交通ネットワークの整備

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成5年度から道路整備五箇年計画を策定し、計画的かつ効率的に道路整備を進めています。

イ 統計資料

道路整備五箇年計画

第1次計画（平成5～9年度）	整備実績延長 L=7.4km
第2次計画（平成10～14年度）	整備実績延長 L=4.1km
第3次計画（平成15～19年度）	整備実績延長 L=5.3km
第4次計画（平成20～24年度）	整備実績延長 L=3.3km
第5次計画（平成25～29年度）	整備実績延長 L=2.4km
第6次計画（平成30～令和4年度）	整備目標延長 L=3.7km
第7次計画（令和5～9年度）	策定中

交通需要に即した道路整備

建設部 建設課 公共用地課

3 交通安全施設等整備事業

(1) 目標

交通安全施設等の整備により、「安全で快適な交通環境」を目指し、交通事故の抑制を目標とします。歩道設置、安全施設設置、路肩整備、交差点改良等を実施するとともに、快適で歩きやすい歩行空間を確保するために、波打ち歩道の解消を図ります。

(2) 令和4年度の実績と成果

- ア 道路の部分改良（歩道設置、交差点改良、路肩整備等）を実施しました。
- イ 生活道路やゾーン30等区域内の車両通行量とスピードの抑制対策を行いました。
- ウ 交通安全施設（区画線、路面標示、防護柵、反射鏡、標識等）の設置を行いました。
- エ 歩行空間あんしん事業（波打ち歩道の改修、側溝の蓋掛け等）を推進しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 現状の交通環境に適した交通安全施設等を、計画的に整備します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成19年度～ 波打ち歩道の改修

平成25年度～ 公安委員会によるゾーン30指定8カ所指定

梓川地区、庄内地区、中町・中央地区、旭町地区、鎌田地区、寿地区
笹賀・神林地区、芳川地区

イ 統計資料

交通安全施設等整備状況

年度	波打ち歩道の改修	交差点改良	路肩整備	ゾーン30整備	区画線	防護柵	反射鏡
H30	684m	2カ所	372m	2カ所	41,080m	531m	48カ所
R元	299m	4カ所	491m	2カ所	31,830m	150m	43カ所
R2	151m	2カ所	612m	2カ所	29,254m	472m	35カ所
R3	—	2カ所	776m	1カ所	31,130m	235m	70カ所
R4	276m	2カ所	354m	—	34,985m	14m	40カ所

交通需要に即した道路整備

建設部 建設課 公共用地課
都市計画課
交通部 交通ネットワーク課
公共交通課

4 鉄道駅周辺整備

(1) 目標

- ア 村井駅は、南部地域の交通拠点として、老朽化した駅施設の改修や自由通路の新設ほか、駅周辺環境を整備し、利用者の利便性や安全性の向上を図り、交通結節点機能の強化を目指します。
- イ 松本駅は市内で最も利用者が多いターミナル駅であり、駅周辺を、JR東日本、アルピコ交通及び市の三者による交通ハブ機能強化の取組みによって、より賑わいのあふれるエリアとすることを目指します。
- ウ 南松本駅は、乗降人員が3千人を超え、バリアフリー化設備の整備対象駅となったことから、JR東日本が実施する整備事業を支援し、移動の円滑化による利用推進を図ります。
- エ 波田駅は、西部地域の拠点として、市立病院移転に伴う周辺整備により交通環境等の課題解決を図ります。

(2) 令和4年度取組みと成果

- ア 村井駅は、駅施設ほか交通広場、自転車駐車場等の事業用地を取得しました。東西自由通路及び半橋上駅舎整備工事（JR東日本との協定工事）を実施しました。
- イ 松本駅周辺整備については、松本地域公共交通協議会に路線バス乗り場の再配置の検討を進めることを協議し了承を得ました。また、バス、タクシー事業者と協議を継続しています。
- ウ 南松本駅では、エレベーター設置による、JR東日本の関連工事を支援し、10月より運用開始しました。
- エ 波田駅周辺では、地元ワークショップにおける議論を踏まえ、波田駅周辺整備基本計画を策定しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 村井駅は、東西自由通路及び半橋上駅舎整備工事の事業進捗を図り、令和6年10月の供用開始を目指します。また、交通広場・道路等周辺施設及び公共スペースの整備に向けた取組みを進めます。
- イ 松本駅周辺整備については、交通事業者各社も新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、新規の事業取組みが難しい状況にはありますが、リニア中央新幹線の開業による人流の変化も見据え、引き続き三者による協議に取り組めます。
- ウ 南松本駅では、バリアフリー化設備工事が完了しました。
- エ 波田駅周辺では、市立病院建設事業のスケジュールと整合を図りながら取組みを進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 村井駅の主な経過

- 平成30年度 自由通路及び駅舎整備事業について、JR東日本と基本協定締結
- 令和2年度 JR東日本と自由通路及び駅舎整備工事の施行協定を締結
- 3年度 自由通路及び駅舎整備工事に着手

イ 松本駅の主な経過

- 平成29年度 JR東日本が生活サービス事業成長ビジョン（NEXT10）を策定、公表
- 令和元年度 松本駅周辺における松本市の中核中核都市機能強化に関する連携協定を締結し、定期的な協議を実施
- 3年度 三者トップ協議を行い、以降実務者レベルでの協議を継続
- 4年度 松本地域公共交通協議会とバス乗り場の再配置について協議。また、各関係団体との協議を継続

ウ 南松本駅の主な経過

- 平成29年度 JR東日本がバリアフリー化を計画
- 30年度 バリアフリー化の概略設計を実施
- 令和元年度 バリアフリー化の概略設計を基に、詳細設計を実施
- 2年度 多機能トイレ新設、エレベーター設置に伴う関連工実施
- 4年度 エレベーター設置工事が完了し、運用開始

エ 波田駅の主な経過

- 令和4年度 波田駅周辺整備基本計画を策定

広域交通網の整備推進

1 中部縦貫自動車道及び国道 158 号の事業促進

建設部 建設総務課

(1) 目標

松本市と福井市を結ぶ中部縦貫自動車道は、地域産業の活性化、観光地へのアクセス強化等を実現するとともに、中央自動車道長野線(長野自動車道)、東海北陸自動車道及び北陸自動車道を相互に連絡し、関東・中部・北陸地方の広域的、一体的発展に寄与する道路であることから、その整備促進を図るものです。

(2) 令和 4 年度 of 取組みと成果

- ア 「中部縦貫自動車道（松本～中ノ湯間道路）建設・国道 158 号整備促進期成同盟会」（令和 4 年 7 月 21 日及び 28 日にオンライン要望）及び「中部縦貫自動車道建設促進長野・岐阜連絡協議会」（令和 4 年 7 月 14 日に対面要望）の活動を通して、国土交通省、地元選出国會議員等に整備促進等の要望を行いました。
- イ 松本波田道路では、国は、全地区で用地取得を進めるとともに、波田地区、和田地区で本線工事を進めました。市は、国、県等の関係機関と、松本波田道路に接続する追加 I C の設置に向けた協議を行うとともに、地質調査及び用地測量等の実施と関係町会への説明を行いました。
- ウ 中部縦貫自動車道（波田～中ノ湯間）では、6 月に第 2 回整備検討会を開催し、地域の課題と現状整理（交通・土地利用）について共有しました。
- エ 国道 158 号奈川渡改良事業では、大白川トンネル（2 号トンネル）が令和元年 7 月に貫通し、それに繋がる大白川を渡河する橋の工事を進めました。
- オ 国道 158 号狸平バイパス事業では、引続きトンネル掘削工事を進めました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 中部縦貫自動車道波田～中ノ湯間（先線計画）について、早期の路線提示できるよう、国・県と協力して進めるとともに、松本波田道路において、関係 4 地区での用地取得及び本線工事の進捗が図られるよう、引続き地元調整を行います。
- イ 松本波田道路に接続する追加 I C の設置に向けて、引続き関係機関との調整を行います。
- ウ 国道 158 号奈川渡改良の工事が円滑に進められるよう、国、地元及び関係機関等との調整を図ります。また、地元住民の切実な思いとともに事業促進について国等に要望を行います。
- エ 国道 158 号狸平バイパスの早期完成を県へ要望します。
- オ 波田渋滞対策道路の早期整備について県等に要望を行います。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

昭和 62 年度	高規格幹線道路として路線指定
平成 9 年 12 月	安房峠道路（L=5.6km）開通（安房トンネル L=4.37km）
11 年 3 月	松本波田道路の都市計画決定
30 年 4 月	市が追加 I C を 2 カ所設置する方向で関係機関と協議を行う方針を公表
31 年 3 月～	国が関係 4 地区で個別に用地交渉を開始（松本波田道路）
令和 2 年 7 月	国、県、市で先線計画（波田～中ノ湯間）の第 1 回整備検討会を開催
3 年 1 月～	国が本線工事に着手（松本波田道路）
3 年 7 月	県が狸平バイパスの工事に着手
4 年 6 月	先線計画の第 2 回整備検討会を開催

イ 統計資料

中部縦貫自動車道の事業進捗状況とその割合（令和 5 年 3 月末現在）

項目	整備計画						調査中		全延長	
	供用中		事業中		計					
長野県区間	2km	6%	5km	15%	7km	21%	27km	79%	34km	100%
岐阜県区間	29km	49%	9km	15%	38km	64%	21km	36%	59km	100%
福井県区間	37km	60%	25km	40%	62km	100%	0km	0%	62km	100%
路線全体計	68km	44%	39km	25%	107km	69%	48km	31%	155km	100%

広域交通網の整備推進

2 国道 19 号拡幅の事業促進

建設部 建設総務課

(1) 目標

国道 19 号は、松本市の発展を支える交通の主軸として、また生活道路として主要な役割を果たしていますが、地域間交通の増加や、沿線商業施設の開発等により慢性的な渋滞を引き起こしています。

この渋滞解消と松本市周辺における地域の活性化など、さらなる交通需要に対応していくために、その整備促進を図るものです。

(2) 令和 4 年度 of 取組みと成果

- ア 国道 19 号松本拡幅建設促進連絡協議会、松本商工会議所と連携し、国土交通省、財務省等に事業促進等の要望を行いました。(令和 4 年 9 月)
- イ 用地取得の進捗状況は、令和 5 年 3 月末現在、事業区間全体の面積比で約 58% (先行取得を含む) となっています。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 国道 19 号松本拡幅の用地買収が円滑に進むよう、引き続き国と協力し、早期事業完了に向けた取組みを進めます。
- イ 渚から白板交差点間については、関係機関と調整し落合橋橋梁工事及び 4 車線化拡幅工事の早期完成に向けた取組みを進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 10 年 3 月	4 車線化の都市計画決定
10 年度	渚 3 丁目～宮渚本村間が事業化 (松本拡幅 L = 1.6km)
10 年 5 月	「松本地区整備対策連絡協議会」を改称し「松本拡幅建設促進連絡協議会」を設立
16 年 11 月	事業化区間の地権者会を設立し、建設促進連絡協議会に加わる
17 年度～	用地取得に着手
23 年度～	工事に着手
25 年度	第 1 工区の渚 1 丁目交差点付近の一部が完成 (上り車線の右折レーン 2 車線化)
27 年度	渚 1 丁目交差点北から田川小学校前まで約 400 m の工事が完了し、暫定供用
28 年度～	国の用地国債制度を活用した松本市土地開発公社による事業用地の先行取得を実施 (令和元年度まで)
30 年度	渚 2 丁目交差点周辺歩道の暫定整備
令和 4 年度～	落合橋橋梁工事に着手 落合橋既設歩道橋の撤去、新歩道橋橋台設置

イ 統計資料

用地取得率の経過 (取得率は先行取得を含む)

年度	～ H 29	H 30	R 元	R 2	R 3	R 4
1～4 工区全体 取得率 (%)	37	46	47	53	57	58

広域交通網の整備推進

3 地域高規格道路松本糸魚川連絡道路の整備促進

建設部 建設総務課

(1) 目標

全国的な道路ネットワーク構築に合わせ、松本・大北地域と糸魚川地域とを規格の高い道路で結び中信経済圏と北陸経済圏の交流促進を図るとともに、地域住民が安全で安心して暮らせるための災害に強く信頼性の高い道路の建設促進を図るものです。

(2) 令和4年度の実績と成果

ア 「地域高規格道路松本糸魚川連絡道路建設促進期成同盟会」及び「地域高規格道路松本糸魚川連絡道路長野県側ルート建設促進協議会」の活動を通して、国土交通省、地元選出国會議員、県知事等に早期のルート決定と事業化区間整備促進の要望を行いました。

イ 令和4年4月に安曇野市新設区間が安曇野道路として新規事業化しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 県は、地元への丁寧な説明を行い、合意形成を図りつつ、詳細なルート選定を早期に進めることが必要です。

イ 「地域高規格道路松本糸魚川連絡道路建設促進期成同盟会」が主体となり、大町市街地区間において、早期に事業化が図られるよう県に働きかけます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成10年	6月	計画路線に指定
	20年10月	県が「(仮称)豊科IC」を起点とする豊科北ルートを最適案として公表
	23年度	小谷村雨中地区(2km)が事業化
	29年4月	白馬村白馬北工区が事業化
	31年2月	県が安曇野市内のルート案を再検討する考えを表明
	4月	糸魚川市山本-上刈間が松糸・今井道路として新規事業化
令和2年	2月	県が大町市街地区間の最適ルート帯を西ルート帯に選定(1~2km幅)
	8月	県が安曇野市新設区間の最適ルート帯をAルート帯に決定(50m幅)
3年	6月	県が安曇野市新設区間のAルート帯について、これまでの50m幅から9.5m幅まで絞り込んだルート線案を提示
	7月	県が安曇野市新設区間名を安曇野道路に決定
	9月	安曇野道路が都市計画決定
4年	4月	安曇野道路が新規事業化
	7月	「地域高規格道路松本糸魚川連絡道路建設促進期成同盟会」が、地元国會議員、国土交通省、関東地方整備局、北陸地方整備局、新潟県に建設促進を要望
	11月	「地域高規格道路松本糸魚川連絡道路建設促進期成同盟会」が、長野県に建設促進を要望

広域交通網の整備推進

4 信州まつもと空港の活性化

交通部 公共交通課

(1) 目標

県内唯一の空の玄関口である信州まつもと空港の機能強化やアクセス向上により、北海道や九州、関西圏を始めとする国内遠隔地や東アジア等国外との移動を活発にして、空港を中心とした県内外・国内外の広域交流を創出するものです。

(2) 令和4年度の実績と成果

国内路線の維持・充実

FDA 11号機に対するネーミングライツ事業、スポンサー支援事業などの運航支援を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 県が主体となった、「信州まつもと空港の発展・国際化に向けた取組方針」の実現に向けたスピード感とスケジュール感のある具体的な取組みの推進
- イ 松本駅と空港を結ぶエアポートシャトルの時間短縮、県内各地への空港シャトルバスの運行など、二次交通の充実
- ウ 空港周辺の幹線道路を始めとする、地元の環境整備について、県による一層の取組みの推進

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 6年 7月 26日	松本空港ジェット化開港
8年 11月 15日	松本空港初の国際チャーター便（松本～釜山）就航（17日まで）
22年 6月 1日	JAL 撤退。FDA が札幌線、福岡線を就航
7月 15日	FDA4号機を観光大使に任命。ネーミングライツ開始
26年 8月 1日	JAL が大阪線の夏期限定で運航再開
27年 3月 29日	FDA が福岡線の複便運航を開始
28年 6月 10日	県が「信州まつもと空港の発展・国際化に向けた取組方針」を発表
11月 1日	県が松本空港利活用・国際化推進室を設置
29年 12月 24日	FDA11号機に愛称として、「松本市観光大使 AlpsMountainView 号」を命名
30年 8月 8日	FDA が札幌丘珠線の夏期便運航を開始（8月8日～8月31日）
令和 元年 10月 27日	FDA が神戸線を就航
3年 8月 27日	FDA が神戸線の複便運航を開始
4年 3月 27日	FDA が丘珠線の運航期間を拡大し、夏ダイヤ通期で運航化

イ 統計資料（令和4年度の就航路線数）

- (ア) 国内線 定期便：札幌（新千歳）線1便／日、福岡線2便／日、神戸線2便／日
季節便：大阪線1便／日（8月1日～31日）
札幌（丘珠）線1便／日（3月27日～10月29日）
国内チャーター便：72便／年
- (イ) 国際線 国際チャーター便：0便／年（新型コロナウイルスの影響のため）

1 都市計画マスタープラン

建設部 都市計画課

(1) 目標

合併による市域の拡大や、超少子高齢型人口減少社会などの社会情勢の変化に対応するため、松本市都市計画マスタープランに掲げる集約連携型都市の構築に向け、長期的展望にたち、秩序ある土地利用の誘導による良好な生活環境の確保と市域の均衡ある発展を図ります。

(2) 令和4年度 of 取組みと成果

都市計画マスタープランで掲げた将来都市像の実現に向け、現況や将来の見通しを把握するため、都市計画基礎調査及び都市構造可視化分析を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 松本市都市計画マスタープランにおいて位置付けた各拠点における都市機能の維持・形成・誘導を図るため、関係課との協議を行い手法の検討を進めます。
- イ 都市計画マスタープランの一部である立地適正化計画の5年毎の定期見直しに向け、都市計画基礎調査、都市構造可視化分析を実施し、土地利用の現況や人口動向等を客観的・定量的なデータとしてとりまとめました。今後、調査・分析結果をもとに、防災指針の追加や誘導区域等の見直しを行います。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成11年 5月	都市計画基本方針を策定
18年度	周辺4村との合併による市域の拡大、社会情勢の変化による見直しに着手
19年度	全体構想、地域別構想の検討
20年度	全体構想（案）、地域別構想（案）の作成及び都市計画マスタープラン（素案）の作成
22年 3月	都市計画マスタープラン改定
23年度	旧波田町との合併による市域拡大による見直しに着手
25年 3月	都市計画マスタープラン改定 全体構想へ波田地区の位置付け、波田地域別構想の追加及び時点修正
26年度	都市計画マスタープランの市民評価を実施
29年 3月	立地適正化計画（都市機能誘導区域）を策定
31年 3月	立地適正化計画に居住誘導区域等を追加（一部改定）
令和元年度	都市計画マスタープランの見直しに着手
4年 3月	都市計画マスタープラン改定

2 都市機能の維持・充実に向けた区域区分の見直し

建設部 都市計画課

(1) 目標

無秩序な市街化を防止し、良好な都市形成を行うため、都市計画区域を優先的かつ計画的に市街化すべき区域（市街化区域）と市街化を抑制すべき区域（市街化調整区域）に分けて、段階的かつ効率的な市街化を図り、都市の健全な発展と秩序ある整備を促進します。

(2) 令和4年度 of 取組みと成果

松本都市圏における課題や将来の都市構造に向けたビジョンを描くため、県や関係機関との協議を進め、第7回区域区分定期見直しにおいて、島内東方、和田西原及び上村井の3地区 25.8ha を市街化区域へ編入しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

将来人口のすう勢から、人口フレームによる市街化区域の拡大は今後見込めません。松本市都市計画マスタープランに基づく土地利用と整合を図りながら、適正な区域区分の運用を図ります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

昭和 46 年	5 月 17 日	新都市計画法（昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号）による区域区分告示（市街化区域 2,262 h a、市街化調整区域 24,168ha）
	55 年 3 月	第 1 回区域区分定期見直しにより、市街化区域 455ha 増の変更
平成 2 年	8 月	第 2 回区域区分定期見直しにより、市街化区域 958ha 増の変更
	8 年 8 月	第 3 回区域区分定期見直しにより、市街化区域 20ha 増の変更
	12 年 8 月	第 4 回区域区分定期見直しにより、市街化区域 69ha 増の変更
	16 年 5 月	第 5 回区域区分定期見直し（一般保留の決定のみ）
	22 年 11 月	第 6 回区域区分定期見直しにより、市街化区域 22ha 増の変更
	26 年 2 月	村井東田地区を市街化区域に編入し、市街化区域 5 ha 増の変更
	11 月	松本都市計画区域と波田都市計画区域を統合し、波田地区を市街化区域と市街化調整区域に区分
令和 4 年	5 月	第 7 回区域区分定期見直しにより、市街化区域 25.8ha 増の変更

イ 統計資料

都市計画区域の状況

単位：ha（令和 5 年 4 月 1 日現在）

行政区域	都市計画区域名	都市計画区域	都市計画区域内訳		都市計画区域外
			市街化区域	市街化調整区域	
97,847 (100%)	松 本	30,191 (30.86%)	4,034 (4.12%)	26,157 (26.74%)	67,656 (69.14%)

3 都市機能の維持・充実に向けた用途地域の見直し

建設部 都市計画課

(1) 目標

健全な都市形成と都市全体における合理的な機能配分を行うため、市街化区域に用途地域を設定して規制と誘導により、快適で健康かつ能率的な都市環境の実現と土地利用の増進を図ります。

(2) 令和4年度の実績と成果

- ア 大字島内、大字和田、波田、村井町南4丁目の一部の区域に関し、区域区分の見直しに伴い用途地域の変更を行いました。
- イ 松本都市計画道路（3・4・11号宮渕新橋上金井線、3・5・6号出川浅間線、3・6・9号大村上金井線）の見直しに伴い用途地域の変更を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

松本市都市計画マスタープランや立地適正化計画に基づき、必要な区域においては、現況の土地利用に即し都市機能誘導に適する用途地域への変更を行い、計画的な土地利用の誘導を図ります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 昭和13年 3月 市街地建築物法の適用により用途地域を指定
- 48年 10月 新都市計画法の制定・建築基準法の改正により、8種類の用途地域に変更
- 平成 8年 4月 都市計画法・建築基準法の一部改正により、12種類の用途地域に変更
- 17年 3月 波田都市計画区域の用途地域指定
- 25年度まで 市域の拡大、区域区分の変更等により、用途地域を28回変更
- 26年度 波田地区において、都市計画区域の統合と区域区分に合わせ、平成17年に指定した用途地域を見直し
- 28年 9月 村井駅周辺の一部について用途地域を変更
- 31年 3月 惣社地区の一部用途地域を変更
- 令和元年 11月 都市計画道路の見直しに伴い白板地区の用途地域の一部を変更
- 4年 5月 大字島内、大字和田、波田、村井町南4丁目の一部の区域に関し、区域区分の見直しに伴い用途地域を変更
- 6月 都市計画道路の見直しに伴い里山辺地区西部周辺の用途地域の一部を変更

イ 統計資料

松本都市計画区域の用途地域

単位:ha (令和5年4月1日現在)

第1種低層住居専用地域	第2種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域	第2種中高層住居専用地域	第1種住居地域	第2種住居地域	準住居地域
505 (12.5%)	31 (0.8%)	681 (16.9%)	229 (5.7%)	900 (22.3%)	401 (9.9%)	30 (0.7%)
近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	計	
114 (2.8%)	167 (4.1%)	576 (14.3%)	163 (4.0%)	237 (5.9%)	4,034 (100%)	

※ 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計をしても100とはならない。

4 都市機能の維持・充実に向けた中小土地区画整理事業の推進

建設部 都市計画課

(1) 目標

新市街地において、地域の特性を活かした良好な住環境を備えた市街地形成を進めていくため、土地区画整理事業の技術援助を行います。

(2) 令和4年度の実績と成果

令和3年度に組合設立の認可を受けて事業化した42地区全ての事業が完了したことから、松本市土地区画整理組合連絡協議会が解散しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 平成29年に「松本市土地区画整理事業助成要綱」を一部改正し、技術援助項目を縮小するとともに、今後、新たに設立する組合への補助金は廃止しました。
 イ 組合設立の認可を受けて事業化した42地区(233.7ha)全ての事業が令和3年度に完了しました。
 ウ 事業計画区域77地区(355.4ha)の内、合意形成が図れず、技術援助中止となった23地区(35.5ha)を含む市街化区域内農地の土地利用について、自然との調和及び都市活動の幅を広げ、多様性を高める研究・検討を進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

昭和59年	4月	線引き並びに用途変更についての告示(長野県知事)
	9月	基本方針に基づき、市と農協で、松本市地域開発研究会を設置
平成3年	7月	松本市土地区画整理組合連絡協議会を組織
	8年	4月 全体面積5ha未満の個人施行、及び、土地区画整理組合施行事業に係る許認可事務等が、長野県知事から松本市長へ委任
	8月	技術援助の対象面積要件を市長が特に認める場合は0.7haまで緩和
	12年	11月 特例市の指定により、全体面積5ha以上の個人施行、及び、土地区画整理組合施行事業に係る許認可事務が、長野県知事から松本市長へ委譲
	28年	12月 松本市地域開発研究会を廃止
	29年	2月 市土地区画整理事業助成要綱の一部改正
令和3年度		組合設立の認可を受けて事業化した42地区(233.7ha)全てが完了
	5年	1月 松本市土地区画整理組合連絡協議会の解散

5 都市機能の維持・充実に向けた地区計画の推進

建設部 都市計画課

(1) 目標

土地区画整理事業などにより計画的に整備が進められている地区、開発予定地区及び既存集落における良好な居住環境の確保、あるいは公共施設整備の不十分な地域における公共施設の計画的な整備と居住環境の向上を目的として、地区関係者の合意のもとに地区計画を策定し、建築行為の誘導、規制をすることにより、良好な市街地の維持・形成の推進を図ります。

(2) 令和4年度の実績と成果

上村井地区において地区計画を都市計画決定しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 既存集落など適正な土地利用の整序を図っていくべき区域を中心に、地元関係者の協力を得ながら地区計画を策定し、魅力ある住みよいまちづくりを進めます。
- イ 立地適正化計画に位置付けた都市機能の維持・誘導や郊外部のコミュニティ維持を目的として、緩和型地区計画の導入や市街化調整区域における地区計画制度の活用に向けた検討を進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 4 年度～令和 4 年度

41 地区 333.3ha の地区計画を都市計画決定

平成 5 年 4 月

「松本市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」を制定

イ 統計資料

地区計画決定の経過

単位:ha (令和5年4月1日現在)

年 度	面 積	地 区 名	年 度	面 積	地 区 名
H 4	39.8	芳川小屋、寿百瀬	H 19	23.0	中原、中山台
H 5	31.7	小屋、竹渕北、寿小池	H 20	9.0	城北東
H 6	23.3	平田東、高宮・征矢野	H 21	21.0	笹部、中巾
H 7	18.1	竹渕南、岡田久根下、 松原・寿台、村井	H 23	10.0	青島、空港東
			H 24	12.7	倭工業団地
H 8	5.9	野溝塚田、新井	H 26	1.9	新井北
H 10	7.2	寿小赤	H 27	2.6	東方
H 11	4.3	平田西、竹渕西	H 28	3.0	両島
H 12	4.1	井川城北、島高第一	H 29	4.9	村井町南
H 13	2.6	下惣	H 30	2.9	惣社
H 14	13.3	小宮、村井巾下	R 元	1.1	岡田東
H 15	37.1	平田、庄内	R 3	31.3	信州大学松本キャンパス地区
H 17	12.0	和田西原	R 4	6.8	上村井
H 18	3.7	井川城中	合 計	333.3	41 地区

6 空き家対策事業

(1) 目標

近年増加傾向にある空き家への対応について、住宅課を総合相談窓口とし、庁内関係課と連携しながら、管理不全空き家への対策と、活用可能な空き家の積極的な活用により、まちの活性化を図ります。

(2) 令和4年度の実績と成果

- ア 松本市空き家バンク利活用促進事業補助金の補助項目の拡充により、空き家バンク制度の周知を図りました。
- イ 松本市空き家等の適正管理に関する条例を一部改正し、著しい管理不全の空家等又は空地について、市民の生命や財産に重大な損害が生じるおそれがある緊急の場合に、市が最低限度の措置を行えるよう、緊急安全措置の規定を追加しました。
- ウ 既存の空き家情報の更新のため、市内空き家の実態調査を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 管理不全空き家について、所有者等へ管理の促進や除却費補助金による支援を行っているところですが、相続問題や相続人不存在等、解決困難な案件などに対応する新たなアプローチが必要です。
- イ 空き家問題及び空き家所有者等からのニーズが多様化していることから、NPO 法人や民間団体との連携が必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 26 年度	松本市空き家等の適正管理に関する条例施行
30 年度	松本市空家等対策協議会を設置及び松本市空家等対策計画を策定
令和 元 年度	松本市空き家バンクの開設
2 年度	空き家に関する補助制度の制定及び特定空家等に 1 件認定
3 年度	空き家対策事業を住宅課に統合 空き家バンクの媒介に関する協定の締結及び略式代執行の実施
4 年度	空き家バンクに関する業務を移住推進課へ移管 松本市空き家等の適正管理に関する条例の一部改正（緊急安全措置の追加）

イ 統計資料

老朽危険空家等除却費補助金及び空き家バンク利活用促進事業補助金 交付件数（R2.11～）

年度	除却	家財処分	改修費補助		取得費補助
			子育て	県外移住	
R 2	2	0		0	
R 3	12	4		1	
R 4	14	3	1	0	7

7 景観形成の推進

建設部 都市計画課

(1) 目標

松本市における良好な景観の形成を総合的に図り、本市の自然環境や歴史的・文化的資源を生かした景観の整備を積極的に推進し、快適でより美しいまちづくりを目指します。

(2) 令和4年度の実績と成果

- ア 「松本市景観条例」に基づく「行為届出」件数は95件、同「通知」件数は8件ありました。
- イ 「松本市屋外広告物条例」に基づく屋外広告物設置等許可事務196件、うち、違反広告物の是正案件は、5件でした。
- ウ 平成30年1月から導入した景観事前協議制度により、届出のあった1件に対し計2回の景観評価会を開催し、協議を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 景観事前協議制度の運用や景観の保全・形成に資する景観形成基準の充実を図るため、これまでの施策を検証し、松本の顔となる良好な景観を望む場所を眺望点として位置付け、「松本市景観計画」(平成20年3月策定)と「松本市景観計画デザインマニュアル」(平成21年8月策定)を見直しました。
- イ 市民の景観に対する意識の高揚に資するため、既存事業を検証し、新たな事業を開発します。
- ウ 屋外広告物は、条例や制度全般の周知を進め良好な景観を目指します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

昭和60年度	第4次基本計画に基づき松本市都市美観整備計画を策定
63年度	都市景観形成モデル都市の指定
平成4年度	松本市都市景観条例を施行
12年度	松本城周辺高度地区を都市計画決定
14年度	松本市公共案内サイン基本計画を策定
19年度	松本市景観計画を策定、松本市都市景観条例を全部改正
20年度	松本市景観条例、松本市屋外広告物条例を施行
21年度	松本市景観計画デザインマニュアルを作成
25年度	合併4地区及び空港東地区の高さ制限追加
27年度	松本市景観計画に波田地区を追加
29年度	景観事前協議制度導入
令和2年度	中核市移行による県からの権限移譲に関し、松本市屋外広告物条例の全部改正
4年度	松本市景観計画、景観計画デザインマニュアルを改定

8 防災都市づくり計画

建設部 都市計画課

(1) 目標

発生確率の高まっている災害による被害を抑止・軽減させ、災害に強い“市民の命を守る”都市を速やかに実現するため、「松本市防災都市づくり計画」を見直します。

また、公表された「想定最大規模の浸水想定」に対し、過度に不安を感じるだけでなく、より具体的な災害対策を示すことによって正しく恐れ、災害リスクに基づいた目指すべき都市像を共有し、市民と行政が協力して安全で安心なまちづくりを推進します。

(2) 令和4年度の実施と成果

地震災害を対象とした「松本市防災都市計画」の見直しにおいて、令和元年度の災害危険度判定調査結果及び最大規模の浸水想定（1/1,000年）を踏まえた「防災都市づくり計画」に改定し、35地区の防災リーダーに概要を説明しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 近年の地球温暖化による水害の頻発・激甚化を受け、「震災対策」を主とした現行計画に、これまでの具体的施策の検証と「水害対策」を追加した計画に見直し、市民へ災害リスク情報を周知するとともに自助・共助の取組みを促進します。

イ 安全で良好な生活環境の向上を図るため、建築計画等に併せた狭あい道路対策事業を推進します。

ウ 災害危険度判定調査結果により、居住地域の危険性を認識することで、自主防災活動の啓発や建物の耐震化など市民が主体となった防災まちづくりを推進します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 8年度	政府の地震調査研究推進本部が「牛伏寺断層を含む区間で、今後数百年以内にM8程度の地震が発生する可能性が高い」との見解を発表
12年度	災害危険度判定調査結果の公表
13年度	松本市防災都市計画を策定公表
15年度	地区防災まちづくり方針を策定公表
21年度	災害危険度判定調査結果の公表
24年度	狭あい道路の拡幅整備に関する条例制定及び事業化
25年度	国が「防災都市づくり計画策定指針」を公表
26年度	信州大学と市危機管理部の共同により「揺れやすさマップ」を作成
令和 2年度	災害危険度判定調査結果の公表 県が「流域治水推進計画」を公表
3年度	市危機管理部が「松本市ハザードマップ」を全戸配布
4年度	松本市防災都市づくり計画改定公表

緑を活かした魅力あるまちづくり

1 公園施設等の適切な管理及び整備の推進

建設部 公園緑地課

(1) 目標

緑や水辺などの地域資源を活かし、人々が集い賑わう、魅力あるまちづくりを目指します。

(2) 令和4年度の実績と成果

ア アルプス公園の小鳥と小動物の森にある、サル舎及びタヌキ舎の改修工事が竣工し、8月にリニューアルオープンしました。

イ アルプス公園いきものふれあいの森（北側拡張部）の利活用を推進するため、松本市アルプス公園自然活用実行会議を設置し提言を受けました。

ウ 都市公園を安心・安全に利用するため、公園長寿命化事業で、6公園7カ所の遊具を更新しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

古くは昭和20年代に開設された公園があり、樹木の古木化、施設の老朽化が進んでいます。適切な維持管理を行いながら、防災機能の向上、ユニバーサルデザイン化、施設の改築・更新を進めます。また、住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園、都市緑地）及び開発行為緑地による緑地等、市民がもともと身近に利用できる公園整備を重点的に進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

令和4年度末現在、開設公園162カ所、開設面積346.26ha、市民一人当たりの公園面積は14.67㎡です。

（※参考 令和4年度末 長野県15.1㎡/人、全国10.7㎡/人）

ア 公園の状況

区 分	R 2 年度		R 3 年度		R 4 年度	
	公園数(カ所)	面積(ha)	公園数(カ所)	面積(ha)	公園数(カ所)	面積(ha)
街区公園	27	6.57	27	6.57	27	6.57
近隣公園	7	12.50	7	12.50	7	12.50
地区公園	3	16.10	3	16.10	3	16.10
総合公園	2	81.61	2	81.61	2	81.61
広域公園	1	100.90	1	100.90	1	100.90
墓地公園	1	47.00	1	47.00	1	47.00
都市緑地	8	25.01	8	25.01	8	25.32
条例公園(注)	113	56.26	113	56.26	113	56.26
合 計	162	345.95	162	345.95	162	346.26

(注) 都市計画決定していない条例公園

イ 一人当たりの公園面積

(㎡)

年度	R 2	R 3	R 4
松本市	14.66	14.66	14.67
長野県	14.90	14.90	15.1
全 国	10.70	10.70	10.70

緑を活かした魅力あるまちづくり

建設部 都市計画課

2 緑の基本計画

(1) 目標

地域の実情や低炭素社会の構築等を勘案し、自主性を持って、緑地の保全から公園緑地の整備、その他緑化の推進に関して将来あるべき姿とそれを実現する施策を策定し、緑あふれるまちづくりの指針とします。

(2) 令和4年度の実績と成果

ア 緑の量を増やすことに加えて、緑の「質」を重視することや、緑を通じ自然や「いのちの大切さ」を学ぶこと、五感を通して「緑との関わり」を感じる視点について、開発計画などに対し周知を行いました。

イ 平成28年3月に策定した「緑のデザインマニュアル」を基に、景観計画に定める個別条件ごとの敷地内緑化提案を実施しています。

ウ 自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある都市・地域づくりを進めるため、令和5年3月に松本まちなかグリーンインフラアクションプランを作成しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 「緑の基本計画」及び「緑のデザインマニュアル」を継続して広く周知しながら、誰もが賛同できる緑化について研究し、快適でうるおいのある都市空間の形成に向け、市民、事業者、行政が一体となって取り組みます。

イ 松本城、松本駅及びあがたの森を結ぶトライアングルエリアを対象に、「松本まちなかグリーンインフラアクションプラン」で示された22のアクション実施に向け、地域と行政等の多様な主体が連携しながら取り組みを進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 5年度	緑のデザインマニュアル作成（松本市）
9年度	松本市緑の基本計画策定（基準年平成7・目標年平成27）
14年度	波田町緑の基本計画策定（基準年平成14・目標年平成33）
26年度	松本市緑の基本計画改定
27年度	緑のデザインマニュアル作成
28年度	景観計画区域内行為届出書に緑化の割合導入
30年度	緑化の割合を盛り込んだ事前協議制度開始
令和 3年度	信州まちなかみどり宣言
4年度	松本まちなかグリーンインフラアクションプラン策定

上下水道の基盤強化

1 老朽給・配水管改良事業

上下水道局 上水道課

(1) 目標

中心市街地に残る古い配水管および給水管は、漏水や赤水の発生原因となるほか、被災時に損害を受け
る可能性が高く、市民生活に支障を及ぼす恐れがあるため、配水管の改良と給水管の取替えを計画的に進
めます。

(2) 令和4年度 of 取組みと成果

- ア 老朽配水管（CIP φ 75～350）廃止管と更新管を含め L=1,845 m の改良を実施しました。
- イ 老朽配水管の残延長を調査し、進捗率を見直しました。（見直し前 R4 進捗率 84.6%）
- ウ 老朽給水管（鉛給水管）1,069 栓の取替えを実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

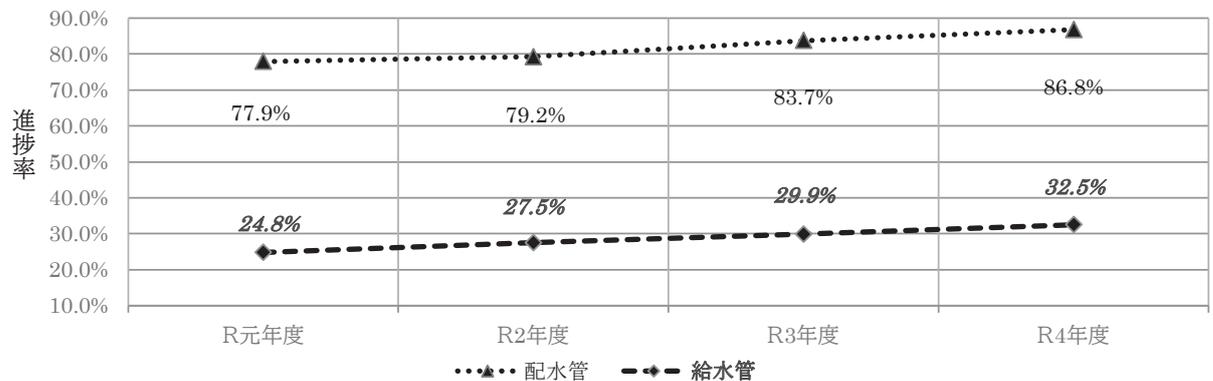
- ア 配水管改良事業は、昭和 52 年度から平成 26 年度まで、第 7 次にわたって計画し実施してきました。
- イ 平成 27 年度以降は、単独事業に加え、他事業関連に併せ順次更新を行い、令和 4 年度までに約
51km を改良し、未改良が約 8 km 残存しています。
- ウ 配水管の改良は、交通量、地下埋設物、掘削規制などの制約があるため、迂回ルートや水運用な
どを検討し、計画的に実施します。
- エ 老朽給水管取替事業は、約 40,800 栓の取替えが必要で平成 20 年度から、順次取替えを実施し令
和 4 年度までに 13,269 栓取替えをしています。
- オ 平成 30 年度から、事業の進捗を図るため、委託費および直営工事で老朽給水管の解消に努めてい
ます。
- カ 取替えには、多額の費用と期間を要しますが、経営状況を見極めながら計画的に進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

年度	事業内容
2	実施設計、老朽配水管改良工事 φ 100～150 L = 731 m、老朽給水管取替 1,109 栓
3	実施設計、老朽配水管改良工事 φ 100～450 L = 2,644 m、老朽給水管取替 979 栓
4	実施設計、老朽配水管改良工事 φ 75～350 L = 1,845 m、老朽給水管取替 1,069 栓

イ 統計資料



上下水道の基盤強化

2 下水道施設改築事業

上下水道局 下水道課

(1) 目標

下水道施設の老朽化が進む中、適切な維持管理と計画的な更新により改築事業を進めます。

(2) 令和4年度の実績と成果

ア ストックマネジメント事業

(ア) 丸の内第1排水区、南深志第2・3排水区、北深志排水区他管渠更生工事を実施しました。

(イ) 宮測・両島浄化センター汚泥処理設備等改築工事に着手しました。

(ウ) 渚中継ポンプ場受変電設備他改築工事に着手しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 現在、宮測・両島浄化センターの改築工事を進めていますが、今後は四賀・上高地・波田の浄化センターも老朽化が進むため、将来の在り方を見据えた改築工事や施設の統廃合等、広域化・共同化の検討が必要となります。

イ 計画的に管渠改築工事を進めていますが、老朽化した管渠が多いため、改築費用の増大が課題となります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

(ア) 浄化センター経過年数

	処理能力 (m ³ /日)	供用開始年	経過年数	改築着手年
宮 測	82,200	※1 昭和 34 年	63 年	平成 11 年
両 島	32,850	昭和 63 年	34 年	平成 28 年
四 賀	630	平成 11 年	23 年	令和 9 年以降
上高地	1,400	平成 4 年	30 年	令和 6 年以降
波 田	5,400	平成 6 年	28 年	令和 9 年以降

※1 現標準活性汚泥方式の供用開始は昭和 51 年で、それからの経過年数は 46 年となります。

(イ) 管渠施設

布設から 50 年を超えた管渠延長 56.3km (管渠総延長 1,305.7km) (R 5. 3. 31)

イ 統計資料

	目標値 (R 7)	R 3 年度	R 4 年度
下水道管渠の更新率 (更新延長/※2計画延長)	19.3%	11.2%	12.9%

※2 計画延長は、市内の鉄筋コンクリート管延長 272km

上下水道の基盤強化

3 水道施設耐震化事業

上下水道局 上水道課

(1) 目標

大規模地震が発生した場合、水道施設への被害を最小限に抑えるとともに、被災時に水道水が早期に供給できるよう、中心市街地の主な水道施設について耐震化を進めます。

(2) 令和4年度の実績と成果

- ア 寿配水地の耐震化を実施しています。
- イ 基幹管路耐震化工事 ϕ 450mm L = 106 m、 ϕ 400mm L = 256 m、 ϕ 300mm L = 1 m を実施しました。
- ウ 重要給水施設管路耐震化工事 ϕ 100mm L=651m を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

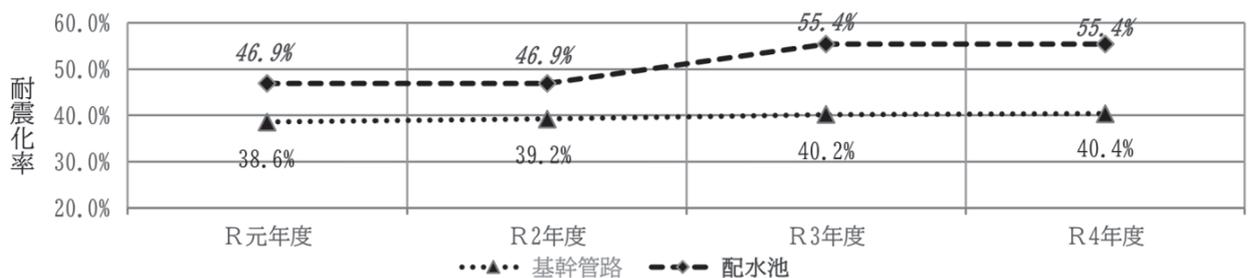
- ア 本市周辺には、マグニチュード7.6程度の地震が発生すると予想される活断層があることから、耐震化を進める必要があります。
- イ 配水地の耐震化は、水道施設の診断結果に基づき、工法、工事の施工性、工事期間中の水運用、仮設計画などを検討し、整備方針を決定します。
- ウ 全水道施設の耐震化を進めるには、多額の費用と年月を要するため、被災時に早期復旧の必要性が高い市街地の主要な水道施設から計画的に実施します。
- エ 管路の耐震化は、交通量、地下埋設物、掘削規制などの制約があるため、迂回ルートや他の配水区からの供給なども含め、総合的に検討します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

年度	事業内容
2	実施設計（並柳第1配水地） 耐震化工事（茶臼山配水地・岡田第2配水地・藤井減圧槽） 配水本管実施設計、用地測量、配水本管耐震化工事 ϕ 150～500mm L = 939 m
3	実施設計（寿配水地） 耐震化工事（茶臼山配水地・岡田第2配水地・藤井減圧槽・並柳第1配水地） 配水本管実施設計、用地測量、配水本管耐震化工事 ϕ 350～500mm L = 501 m
4	耐震化工事（寿配水地） 基幹管路実施設計、用地補償、基幹管路耐震化工事 ϕ 300～450mm L = 363 m 重要給水施設管路実施設計、重要給水施設管路耐震化工事 ϕ 100mm L=651 m

イ 統計資料



上下水道の基盤強化

4 下水道施設耐震化事業

上下水道局 下水道課

(1) 目標

大規模地震等が発生した場合の市民生活への影響や公衆衛生被害を最小限に抑えるため、下水道施設の耐震化をはじめとする地震対策を実施し、ライフラインとしての信頼を確保します。

(2) 令和4年度の実績と成果

第三期下水道総合地震対策計画に基づき、幹線管渠の耐震化工事及び宮渕・両島浄化センターの耐震設計・耐震化工事を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 管路施設・浄化センターの全てを耐震補強するには莫大な費用がかかるため、対策を行う範囲の検討が必要です。
イ 管路施設については、液状化が想定される地区の緊急輸送路等に埋設されている幹線管渠を優先的に耐震補強しています。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 21 年度 第一期下水道総合地震対策計画策定（平成 22 ～ 26 年度）
26 年度 第二期下水道総合地震対策計画策定（平成 27 ～ 31 年度）
令和 元 年度 第三期下水道総合地震対策計画策定（令和 2 ～ 6 年度）
令和 元 年度～ 2 年度
宮渕浄化センター低段最初沈殿池耐震化工事
令和 2 年度 蛇川汚水幹線、丸の内汚水幹線他耐震化工事
令和 2 年度～ 3 年度
両島浄化センター汚泥棟（地下部分）・塩素混和池耐震化工事
令和 3 年度 丸の内汚水幹線他耐震化工事
令和 3 年度～ 4 年度
宮渕浄化センター汚泥棟耐震化工事
両島浄化センター汚泥棟（地上部分）・消化槽耐震化工事
令和 4 年度 中段汚水幹線、丸の内汚水幹線、渚汚水幹線他耐震化工事
宮渕浄化センター高・低段塩素混和池耐震設計
両島浄化センター消化槽棟・機械棟耐震設計

イ 統計資料

	目標値（R7）	R3年度	R4年度
下水道管渠の耐震化率（耐震化延長／ ^{※1} 計画延長）	22.4%	18.1%	21.3%

※1 計画延長は、液状化地区の重要幹線延長 37.1 km

危機管理体制の強化

危機管理部 危機管理課

1 災害時応援体制構築の推進

(1) 目標

行政機能が麻痺し応急対策や復旧業務に大きな支障が生じた東日本大震災を教訓として、市町村間の相互応援協定、企業等との物資等供給に関する協定の締結などの応援体制の充実を進めます。

(2) 令和4年度の実績と成果

ア 企業等との災害時協定

- ・株式会社カインズと「災害時における生活物資の供給協力に関する協定」
- ・NPO法人コメリ災害対策センターと「災害時における物資供給に関する協定」を締結しました。

イ 協定先との訓練

長野県総合防災訓練（松本市共催）に、災害時相互応援協定等を締結している関係機関が参加しました。

ウ 災害時サポート事業所登録

災害時に地域に身近な事業所等が地域の防災活動に協力いただく「災害時サポート事業所登録制度」に5業者登録していただきました。

(3) 現状の分析と今後の課題

各種団体等との協定締結を推進し、災害時の応援体制を強化する必要があります。
「災害時サポート事業所登録制度」について、事業所に更なる周知を図る必要があります。
また、地域に定着した事業所等の持つ人材、資機材、建物スペースなどの提供による地域での協力体制が構築できるよう、登録事業者と地元町会が連携を深める必要があります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 令和2年度 日本通運株式会社と協定を締結しました。災害時サポート事業所登録制度に8業者登録
- 3年度 中核市、東日本電信電話(株)長野支店、長野県弁護士会、長野県行政書士会松本支部と協定を締結しました。災害時サポート事業所登録制度に4業者登録
- 4年度 株式会社カインズ、NPO法人コメリ災害対策センターと協定を締結しました。災害時サポート事業所登録制度に5業者登録

イ 統計資料

協定及びサポート事業所登録数の推移

	R2年度	R3年度	R4年度
災害時応援協定等締結数	67	71	73
災害時サポート事業所登録数	64	68	73

危機管理体制の強化

2 災害備蓄施設の整備及び公的備蓄整備の推進

危機管理部 危機管理課

(1) 目標

災害時における被災者等の生命及び身体の安全を確保するため、被災者のもとへ物資を迅速に届けられる備蓄体制の整備を進めます。また、松本市地域防災計画に基づき、災害対策用の公的備蓄の整備を進めます。

(2) 令和4年度 of 取組みと成果

- ア 非常用備蓄食糧として、想定避難者数の1食分(65,500食)のうち、13,100食を更新・配備しました。
- イ 松本市の防災物資の搬送拠点となる松本市防災物資ターミナルの運用訓練、物資輸送訓練を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

平成27年に公表された長野県地震被害想定調査報告書の被害想定に基づき、計画的に公的備蓄の整備を進めています。

備蓄物資は、各小中学校等への分散備蓄と松本市防災物資ターミナルの集中備蓄により物資の管理をしています。また、物資の配送については、民間事業者と協力協定を締結し、円滑に配送するための体制を整えました。

災害時に備え、配送体制の実効性を高めるため、関係機関・関連部署との定期的な訓練の実施が必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成26年度	発電機、投光器等の配備が無い指定避難所へ3年計画で発電機等を配備開始
28年度	備蓄倉庫が未整備の小中学校に3年計画で備蓄倉庫を整備。平成30年度完了
令和元年度	松本市防災物資ターミナル竣工、運用開始
2年度	松本市防災物資ターミナル運営訓練及び物資輸送訓練を実施 全避難所へ新型コロナウイルス感染症対策用品セット(BOX)を配置
3年度	松本市防災物資ターミナル運営訓練及び物資輸送訓練を実施
4年度	長野県等と連携した松本市防災物資ターミナル運営訓練及び物資輸送訓練を実施

イ 統計資料

備蓄倉庫及び備蓄物資数量の推移

	R2年度	R3年度	R4年度
備蓄倉庫設置箇所数	65か所	65か所	64か所
発電機等配備避難所数	156か所	158か所	159か所
食糧	65,500食	65,500食	65,500食
段ボールベッド	1,167台	1,167台	1,167台
携帯トイレ	257,500枚	257,500枚	257,500枚

危機管理体制の強化

3 災害時要援護者支援プランの推進

健康福祉部 福祉政策課

(1) 目標

災害時に避難等が困難となる高齢者や障がい者や等の要援護者を支援するため、日常から地域で見守る体制や情報の共有、福祉事業者との連携体制を構築します。

(2) 令和4年度の実績と成果

- ア 避難行動要支援者名簿を作成し、町会、民生委員・児童委員などの地域関係者、社会福祉協議会、地域包括支援センターなどの関係機関へ提供しました。(年2回、名簿の更新)
- イ 提供した名簿等を活用するなどして、地区及び町会等の実情に応じた見守り、避難支援体制づくりを支援するための出前講座等を行いました。(年間12回)

(3) 現状の分析と今後の課題

「松本市避難行動要支援者名簿に関する条例」に基づき、本人から個人情報の外部提供に対する拒否の意思表示がない限り、平常時から町会、民生委員・児童委員、自主防災組織など避難支援に携わる者に名簿情報を提供しています。

引き続き、地区や町会の実情に応じた見守り・避難支援体制づくりを庁内関係課、社会福祉協議会等と連携して支援します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成21年度	災害時要援護者登録制度開始、災害時要援護者支援プラン（ガイド編）を策定
22年度	災害時要援護者支援プラン（マニュアル編）を作成
23年度	災害時要援護者支援プラン（マニュアル編）の一部改訂
24年度	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書の締結 松塩筑木曾老人福祉施設組合
25年度	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書の締結 (社福) 中信社会福祉協会
26年度	同協定書の再締結（適用施設の拡充）松塩筑木曾老人福祉施設組合
28年度	災害時における福祉用具等物資の供給等に関する協定書の締結 (一社) 日本福祉用具供給協会
29年度	介護事業者等へ福祉避難所の設置運営に関する協定締結に関する意向調査を実施
30年度	市内25法人49事業所と福祉避難所協定を締結 福祉避難所開設運営マニュアルを作成し、福祉避難所開設運営訓練を実施
令和元年度	市内1法人1事業所と福祉避難所協定を締結
4年度	市内1法人1事業所と福祉避難所協定を締結（合計29法人71事業所）

イ 統計資料

(単位：人)

	避難行動要支援者名簿 登載者数	平常時から名簿情報を 提供している者	個人情報外部提供 拒否の意思表示者
令和3年4月	16,097	13,380	2,717
令和4年4月	15,338	12,435	2,903
令和5年4月	16,688	13,069	3,619

危機管理体制の強化

4 防災行政無線の整備及び統合

危機管理部 消防防災課

(1) 目標

緊急・災害情報等を市民に的確かつ迅速に伝達するため「松本市における災害情報等伝達手段構築の方向性について」に基づき、旧松本市における同報系防災行政無線の整備及び合併5地区の同報系防災行政無線との統合を進めます。

(2) 令和4年度の実施状況と成果

ア 旧松本市及び合併地区の現行の同報系防災行政無線の保守管理を行うとともに、合併地区の防災行政無線を順次、旧松本市のシステムへ統合する更新工事を進めました。

イ 平成30年度から令和4年度までに実施する四賀・安曇・奈川地区のシステム更新工事において、令和2年度は安曇・奈川地区の全世帯に音声告知端末を配備、令和3年度は四賀地区の全世帯に音声告知端末を配備、令和4年度は上高地に屋外拡声子局を配備しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 旧松本市のシステムと一体的に管理運用するため、老朽化した合併地区の同報系防災行政無線の順次更新してきましたが、令和4年度でシステム統合は完了しました。

イ 聞き取りにくいといった課題については、テレホンサービスや松本安心ネット、市公式SNSなどで補完していますが、効果的な防災情報の伝達手段として防災アプリ等を研究していきます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成23年度	同報系防災行政無線設計業務委託（旧松本市）
平成24年度	同報系デジタル防災行政無線整備工事開始（旧松本市）
平成25年度 ～26年度	同報系デジタル防災行政無線整備内容（旧松本市） ・親局2局、中継局1局、屋外拡声子局307局、戸別受信機717か所（旧松本地区の指定避難所、公共施設、町内公民館及び要援護者施設等）
平成29年度	同報系デジタル防災行政無線整備工事開始（梓川・波田地区）
平成30年度	同報系デジタル防災行政無線整備工事完了（梓川・波田地区） ・梓川地区 屋外拡声子局40局、戸別受信機47か所 ・波田地区 屋外拡声子局31局、戸別受信機48か所 同報系デジタル防災行政無線追加整備完了（旧松本市） ・屋外拡声子局1局（桜橋付近） 同報系デジタル防災行政無線整備工事開始（四賀・安曇・奈川地区）
令和元年度 ～3年度	同報系デジタル防災行政無線整備工事（四賀・安曇・奈川地区） ・安曇地区整備完了 音声告知端末649か所、屋外拡声子局7局 ・奈川地区整備完了 音声告知端末325か所、屋外拡声子局7局 ・四賀地区整備完了 音声告知端末1,620か所、屋外拡声子局4局
令和4年度	同報系デジタル防災行政無線整備工事（四賀・安曇・奈川地区） ・上高地エリア整備完了 屋外拡声子局4局

イ 統計資料

同報系デジタル防災行政無線世帯カバー率

年度	R2	R3	R4
世帯カバー率	98.0%	99.0%	99.0%

危機管理体制の強化

5 消防団員の確保、消防団施設等の整備

危機管理部 消防防災課

(1) 目標

市民の生命、身体及び財産を火災から保護する消防団員の確保を図るとともに、活動拠点施設としての消防団施設（詰所・車両置場）及び消防機動力としての消防団車両について、整備方針に基づく整備を進めます。

(2) 令和4年度の実績と成果

ア 時代に即した持続可能な消防団への改革

(ア) 消防団員の処遇改善の実施（団員報酬の引上げ、出勤報酬を創設、団員個人への直接払い）

(イ) 時代の変化に対応した持続可能な消防団について、消防団と共に処遇改善や負担軽減等に取り組む

イ 団員の確保

(ア) 「地域との絆消防団応援プロジェクト」の継続（協賛店が消防団員へ特典を提供）（84店登録）

(イ) 「消防団協力事業所表示制度」（事業所による消防団への積極的協力を認定）の活用（54事業所登録）

(ウ) 市職員への勧誘（新規採用職員、若手職員を対象）

(エ) 学生消防団活動認証制度による学生の勧誘

(オ) 松本市消防団「広報委員会」により、団員確保のための消防団PR動画を作成公開

(カ) 消防団のデジタル化により、団員の負担軽減を図るため、全分団等にパソコン及びモバイルWi-Fiルータを配備

ウ 消防団施設 本部詰所1か所の建替整備 第13分団（神林）

エ 消防団車両 消防ポンプ積載車1台の更新 第41分団（波田下波田）

軽広報車（緊急車両指定） 女性部

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 消防団員の確保と時代の変化に対応した消防団への改革が求められています。そのため、消防団とともに、団員の確保に繋がるよう処遇改善や負担軽減などに取り組めます。

イ 自主防災組織・町会等との協力体制を構築し、地域活動の位置付けで消防団員の加入を促進します。

ウ 災害時における消防団の役割や活動の必要性を知っていただけるよう、地域のイベント等に参加してPRします。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

(ア) 松本市の消防団員（令和5年4月2日現在）

a 総数 1,705人（条例定数 2,169人）

b 上記(ア)のうち女性団員数 68人（3.9%）

(イ) 上記(ア)のうち市役所消防隊 28人（令和元年11月1日設置）

(ウ) 消防団施設等の整備方針

a 施設の建替基準 耐用年数又は30年以上

b 車両の更新基準 22年

イ 統計資料

年度	R 3	R 4	R 5
消防団員数	1,887人	1,714人	1,705

防災・減災対策の推進

建設部 建築指導課

1 狭あい道路拡幅整備

(1) 目標

市民の理解と協力の下に、安全で良好な生活環境を確保するため、狭あい道路（都市計画区域内の幅員1.8 m以上4 m未満の市道）の拡幅整備を推進します。これにより、災害時の避難行動や防火活動、日照、通風、防火性能等に有効な空間を確保でき利便性が向上します。

(2) 令和4年度の実施状況と成果

ア 建築主等と協議が整った箇所について、市が測量や登記の費用を負担するとともに、後退用地内の工作物等の撤去等に対し補助金を交付しています。

イ 令和4年度実施状況（協議状況）

(ア) 協議書受付件数 157件（内寄附予定件数29件）

(イ) 所有権移転件数 19件

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 市民の理解と協力の下に、安全で良好な生活環境を確保するため、事業を進めることが必要です。

イ 令和3年度から対象範囲を都市計画区域まで広げ、災害時の避難や防災活動、日照、通風、防火性能等について、引き続き広報活動を通じて、機会あるごとに周知を図るとともに、関係団体等と連携し積極的にPRしていきます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成22年度	庁内協議開始
平成23年度	庁内協議 12月に議会に取組みについて報告
平成24年度	4月にパブリックコメント実施と議会の意見聴取 6月議会で「松本市狭あい道路の拡幅整備に関する条例」制定 8月に「松本市狭あい道路の拡幅整備に関する条例」施行
令和3年度	対象範囲を都市計画区域まで拡大

イ 統計資料

事業内容	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
道路整備件数	11件	10件	4件	4件
工作物除去・移設等補助金交付件数	4件	5件	6件	9件
奨励金交付件数	1件	1件	1件	3件

防災・減災対策の推進

建設部 建築指導課 住宅課

2 建築物の耐震改修の促進

(1) 目標

昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅や建築物の無料耐震診断及び耐震補強工事等に対する補助を行い、地震に対する建築物の安全性の向上と災害に強いまちづくりを推進します。

(2) 令和 4 年度の取組みと成果

耐震改修促進事業の概要について、市ホームページへの掲載、ラジオ番組出演、市営バスへのチラシ掲示、パンフレット配布等による周知を行うとともに、無料耐震診断受診後の未改修世帯へ情報提供の通知を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 耐震補強工事に多額の経費を要することや高齢者のみが暮らす住宅の増加の影響等により、無料耐震診断後の耐震補強工事に踏み切れない世帯等が多くなっています。
イ 松本市耐震改修促進計画（第 3 期）に基づき、関係部局とも連携して取組みの推進を図り、早期目標達成を目指します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 16 年度	木造住宅無料耐震診断事業を開始
17 年度	木造住宅耐震補強工事補助事業を開始
19 年度	松本市耐震改修促進計画を策定
20 年度	非木造住宅、避難施設及び特定既存耐震不適格建築物耐震診断補助事業を開始
26 年度	要緊急安全確認大規模建築物耐震診断実施
27 年度	松本市耐震改修促進計画を改定（目標期間：平成 28 年度～令和 2 年度）
28 年度	要緊急安全確認大規模建築物耐震診断結果を公表
令和 元 年度	ブロック塀撤去事業開始
3 年度	松本市耐震改修促進計画を改定（目標期間：令和 3 年度～令和 7 年度）

イ 統計資料

年度		R 元	R 2	R 3	R 4
木造住宅	無料耐震診断	48 戸	31 戸	23 戸	21 戸
	耐震補強工事補助	11 戸	7 戸	4 戸	6 戸
非木造住宅耐震診断補助		0 件	0 件	0 件	0 件
避難施設無料耐震診断		1 棟	0 棟	0 棟	0 棟
特定既存耐震不適格建築物耐震診断補助		0 棟	0 棟	0 棟	0 棟
ブロック塀撤去事業		22 件	32 件	29 件	19 件

防災・減災対策の推進

建設部 建設課
公共用地課

3 雨水渠の整備

(1) 目標

都市化による雨水流出量の増加に伴い、放流の分散化を図り、都市浸水被害を防止するため雨水渠の整備を進めます。

(2) 令和4年度の実績と成果

- ア 長沢川・地蔵川の溢水対策として、県第一雨水幹線の工事を実施しました。
- イ 市街地の下水道合流区域内の溢水対策として、丸の内雨水幹線の工事を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 都市化による出水量の増加及びゲリラ豪雨による溢水対策として、公共下水道事業計画に基づいて雨水渠整備を進めています。また、今後の課題として継続路線の早期完了が課題となっています。
(田川第一雨水幹線、県第一雨水幹線、並柳雨水幹線、筑摩雨水幹線、丸の内雨水幹線)

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

昭和43年度	下水道事業として雨水排水対策を開始 (中略)
平成14年度	上下水道局下水道課から建設課へ事業移管
平成16年度	牛伏川第三雨水幹線竣工
平成17年度	水汲第一雨水幹線竣工
平成20年度	芳川村井第一雨水幹線竣工
平成25年度	芳川小屋第一雨水幹線竣工
平成26年度	穴田川第三雨水幹線、信大南雨水貯留管竣工
令和元年度	筑摩雨水貯留管竣工

イ 統計資料

整備面積・管渠延長の実績

年度	全体計画 計画排水区域 (ha)	整備面積		管路整備延長	
		累計 (ha)	整備率 (%)	整備延長 (m)	累計 (m)
令和2	3,807.0	750.8	19.7%	116.6	30,345.7
令和3	3,807.0	750.8	19.7%	297.8	30,643.5
令和4	3,807.0	750.8	19.7%	175.5	30,819.0

防災・減災対策の推進

建設部 建設課
公共用地課

4 河川水路網の整備

(1) 目標

河川及び水路の水系別、排水系別の整備を進め、円滑な治水・排水により市民生活の安全性を確保するとともに、周辺の景観と自然環境に配慮したうらおいとやすらぎのある水辺空間の形成を目指します。

(2) 令和4年度の実績と成果

埴沢・山住沢支流・横田運動公園水路・三才水路・蟻ヶ崎地区水路等、市内を流れる10の河川・水路（延長404.6m）の改修を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

市街地の河川・水路は1次改修が概ね完成しています。しかし、施設は老朽化が進んでおり、また近年の集中豪雨や都市化による降雨時の出水量の増加により、通水断面不足による溢水等が発生しています。

このため、既存の河川・水路で2次改修が可能な区間の整備を進めるとともに、新設排水路や雨水貯留浸透施設など、総合的な整備・検討を進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

河川改良費の状況（雨水渠を含む）

年度	総 計		国庫補助事業		市単独事業	
	総額（千円）	構成比（%）	総額（千円）	構成比（%）	総額（千円）	構成比（%）
令和2	235,767	100.0	181,651	77.0	54,116	23.0
令和3	384,980	100.0	339,576	88.2	45,404	11.8
令和4	150,938	100.0	107,698	71.4	43,240	28.6

イ 統計資料

河川・水路の改修実績

年度	河 川			水路（雨水渠を除く）		
	改修数 （路線）	改修延長 （m）	金 額 （千円）	改修数 （路線）	改修延長 （m）	金 額 （千円）
令和2	3	58.1	18,326	7	304.1	20,259
令和3	4	189.2	11,806	10	351.1	20,343
令和4	2	21.1	4,367	8	383.5	23,536

※ 金額は工事請負費です。

防災・減災対策の推進

5 奈良井川流域の一級河川整備（県事業）の促進

建設部 建設総務課

(1) 目標

奈良井川流域の現況流下能力や過去の災害等を踏まえ、県及び関係団体とともに整備促進を図ります。

特に、危険度が高い、田川の中流域(庄内地区から芳川地区)及び薄川の下流域(田川合流から上流700m)が早期に改修できるようにするため、田川の下流域(薄川合流から奈良井川合流)から優先的に整備を促進するとともに、田川の中流域については、改修の一環として護岸の根継ぎや橋梁の架替えにより河床を下げ、田川へ流入する河川・水路からの溢水に伴う災害防止を図ります。

(2) 令和4年度の実績と成果

ア 河川整備県により次の工事が行われました。

(ア) 田川の渚～村井工区の護岸工(巾上105.0m、寿160.3m、村井132.6m)

(イ) 奈良井川の松島橋上流の護岸工(L=67.5m)

(ウ) 市内河川の樹木除去、堆積土砂の除去

イ 河川整備促進の要望活動

奈良井川水系河川改良促進期成同盟会で、中央要望(オンライン面談)を9月28日及び29日に、県要望を11月4日に実施

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 県は、新たな松本圏域河川改修計画が策定されるまでは、昭和57年に策定した奈良井川全体計画に基づいて河川改修を計画的に進めています。

イ 市は、内水溢水被害を防ぐため、奈良井川、田川、薄川の河床掘り下げの促進と堆積土砂撤去や立木等の伐採など「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の取組みを県へ要望します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

昭和19年	田川	奈良井川合流点～塩沢川合流点の河川改修事業が採択
	牛伏川	田川合流点～白姫橋の河川改修事業が採択
25年	女鳥羽	川田川合流点～原橋の河川改修事業が採択され着手(平成29年完了)
26年	田川	河川改修工事着手
27年	鎖川	奈良井川合流点～針尾橋の河川改修事業が採択され着手(平成元年完了)
38年	奈良井川、田川及び女鳥羽川	の計画高水流量の改訂
42年	薄川	田川合流点～舟付橋の河川改修工事に着手(平成2年から休止)
45年		ダム計画との整合及び薄川の編入により、奈良井川、田川、女鳥羽川及び薄川の計画高水流量の改訂
49年	牛伏川	河川改修工事着手(昭和60年完了)
57年	奈良井川水系の全体	の計画高水流量を改訂し、水系全体の変更認可を受け、河川改修工事を施工

イ 統計資料

一級河川の状況については、資料編1215に掲載

将来にわたる公共インフラの整備

1 公共施設マネジメントの推進

総務部 公共施設マネジメント課

(1) 目標

「松本市公共施設等総合管理計画」に基づき、長寿命化及び集約化並びに適正化の取組みや民間活力の導入により、公共施設の総量抑制やコスト縮減を進めます。また、施設の特性に応じた省エネルギー化を進めます。

(2) 令和4年度の取組みと成果

ア 市民と公共施設の状況に関する情報を共有するため、施設ごとに利用者数などの利用情報、使用料及び光熱水費などの財務情報を記載した施設カルテをホームページに公表しています。令和4年には、この施設カルテに、建築物の利用情報と財務情報からなる費用対効果や、老朽度と利便性などからなる施設性能の評価を追加し、より効率的な運営方法を検討するための基礎データとして活用しています。

イ 施設の長寿命化と省エネルギー化工事の設計を行いました。

(菅野小学校2期改修、梓川小学校2期改修、波田小学校1期改修、梓川体育館改修)

ウ 施設の長寿命化と省エネルギー化の工事監理を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 松本市公共施設等総合管理計画に示した方向性について、更なる取組みが必要です。

イ 目標の総量削減と長寿命化を推進するだけでなく、経費削減、収益確保、公有財産の売却、貸付等による財源確保の検討が必要です。

ウ 地方公会計の公共施設マネジメントへの活用の検討が必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成27年度	松本市公共施設白書を策定
28年度	松本市公共施設等総合管理計画を策定
30年度	松本市公共施設再配置計画を策定
令和2年度	松本市個別施設計画を策定
3年度	松本市公共施設等総合管理計画を改訂

イ 統計資料

松本市公共施設等総合管理計画策定時からの施設数及び延床面積の推移（R5以降は推計）

	計画策定時	H 29	H 30	R元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
施設数	769	757	743	739	733	721	715	702	692	672
延床面積（千m ² ）	1,132	1,138	1,139	1,145	1,139	1,135	1,136	1,134	1,126	1,114
増減率（累計）		0.5%	0.6%	1.1%	0.6%	0.3%	0.3%	0.1%	△0.5%	△1.5%

将来にわたる公共インフラの整備

2 大型道路構造物・舗装の長寿命化及び定期点検

建設部 維持課

(1) 目標

大型道路構造物及び舗装について、点検要領に基づいた定期点検を実施し、長寿命化修繕計画を策定します。

計画的な維持補修により、安全性の確保及び耐用年数の延伸による財政負担の軽減、平準化を図ります。

(2) 令和4年度の実績と成果

ア 舗装について、令和元年度に見直した舗装長寿命化修繕計画に基づき、2路線（L = 1.4 km）の修繕を実施しました。

イ 横断歩道橋について、平成30年度に策定した横断歩道橋長寿命化計画に基づき、1橋（島内）の修繕を実施しました。

ウ 大型道路構造物（大型カルバート・横断歩道橋・トンネル）に関する個別の長寿命化修繕計画を更新しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 建設から50年以上経過する施設の割合は加速度的に増加しています。

イ 定期点検、調査、修繕工事において、新技術の活用による品質の確保、効率化、コスト削減が求められています。

ウ メンテナンスサイクルの構築、戦略的かつ計画的な維持管理、更新により老朽化するインフラ整備のトータルコストの削減、長寿命化を図ります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成26年度	舗装長寿命化修繕計画を策定（幅員5.5m以上L=335km）
～30年度	舗裝修繕10路線（市道7702号線外9路線L=3.3km）実施 大型道路構造物（大型カルバート・横断歩道橋・トンネル）点検実施9か所 大型構造物に関する個別の長寿命化修繕計画を策定
令和元年度	舗装長寿命化修繕計画の見直し（L=344km） 舗裝修繕6路線（市道6572号線外5路線L=1.9km）実施
2年度	舗裝修繕6路線（市道6572号線外5路線L=2.5km）実施 横断歩道橋修繕2橋（北松本（西）・島内）実施
3年度	舗裝修繕3路線（市道7553号線外2路線L=0.9km）実施 横断歩道橋修繕1橋（南荒井南）実施 大型道路構造物（大型カルバート）点検実施

将来にわたる公共インフラの整備

建設部 建設課
維持課

3 橋りょうの長寿命化及び定期点検

(1) 目標

長さ2m以上の橋りょうについて、点検要領に基づいた5年に1回の定期点検を実施します。

橋梁長寿命化修繕計画に基づき計画的に修繕・架替えを行うことにより、橋りょうの安全確保及び耐用年数の延伸による財政負担の軽減、平準化を図ります。

(2) 令和4年度の実績と成果

ア 平成31年3月に見直した「松本市橋梁長寿命化修繕計画」(平成24年度策定)に基づき、橋長2m以上の全988の橋りょうのうち、早期に措置が必要な橋りょうの補修を行いました。

イ 補修工事は、中の橋、新庄橋他20橋を実施しました。また、開智橋歩道橋、松本橋歩道橋他4橋の補修詳細設計業務を実施しました。令和元年度から橋梁定期点検の2巡目が始まり、令和4年度は、橋長2～5mの103橋と同5m以上の106橋について実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

平成30年度までに実施した橋梁定期点検結果により見直した「松本市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、将来的な財政負担の低減、橋梁修繕費の平準化及び道路交通の安全性の確保を図るため、橋りょうの長寿命化を計画的に進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

(ア) 平成20年度から23年度の橋梁調査を基に、平成24年度「松本市橋梁長寿命化修繕計画」を策定しました。

(イ) 平成26年7月から義務付けられた橋りょうの定期点検は、定期点検要領に基づき実施しています。

(ウ) 平成30年度までに実施した1巡目の橋梁定期点検の結果により「松本市橋梁長寿命化修繕計画」を見直し、計画的な橋りょうの維持管理に取り組んでいます。

イ 統計資料

修繕計画に基づく実施状況

(単位：橋数)

項目		橋梁定期点検 (H26～H30)	橋梁定期点検 (R1～R5)			
		H30まで	R1	R2	R3	R4
定期点検	橋長2～5m	508	95	85	142	103
	橋長5m以上	480	117	121	131	106
補修詳細設計		35	9	6	9	6
補修工事(完了)		26	3	8	17	22
進捗率(完了/計画98橋)		27%	30%	38%	55%	78%

将来にわたる公共インフラの整備

4 市役所新庁舎建設事業

総合戦略局 総合戦略室

(1) 目標

老朽化が進み、狭隘化も著しい市役所庁舎について、来庁者や職員の安全安心を確保し、より利便性と満足度の高い行政サービスを効率的に提供するため、新庁舎の建設計画を進めるものです。

(2) 令和4年度の実施と成果

市長公約に掲げる分散型市役所を実現するため、市議会議員協議会における付言等を踏まえ、改めて考え方及び今後の進め方を整理し、具体的な案をまとめました。

〈基本的な考え方〉

- ・更なる市民サービスの向上

身近な場所で、質の高い行政サービスを提供し、あらゆる手続きや相談を可能にする、新たなワンストップサービスの構築

- ・松本のまちの「シンカ」

まちづくり全体と関連事業の進展を見据えた、行政機能の再配置

- ・整備コストの削減

規模のスリム化や整備手法の見直しによる、整備コストの削減

〈議会協議〉

令和4年12月市議会議員協議会からの付言等を踏まえた考え方及び進め方について協議し、継続協議と集約

(3) 現状の分析と今後の課題

様々な観点から多角的に検討を行い、分散型市役所への理解を深められるような取り組みを進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成27年度	新庁舎建設検討庁内委員会を設置し、庁舎建設の担当課・関係課による検討を開始
平成28年度	総合計画（第10次基本計画）に新庁舎建設を位置付け
平成29年度	市議会ので承認を得て、現在地を新庁舎の建設場所に選定
平成30年度	新庁舎建設基本構想を策定
令和元年度	新庁舎建設基本計画を策定
令和2年度	市議会新庁舎建設特別委員会に建設計画見直しの考え方等について協議
令和3年度	市議会議員協議会に基本的な考え方及び具体案について協議

イ 統計資料

	建築年	経過年数	階数	延床面積	構造
本庁舎	S34	62年	地上5階、地下1階、塔屋3階、附属建物	6,848.26㎡	RC
東庁舎	S44	52年	地上4階、地下1階、塔屋1階	6,500.80㎡	RC
東庁舎別棟他	H4	28年	地上2階、附属建物	674.34㎡	LSG
北別棟庁舎	H29	4年	地上2階	496.86㎡	LSG
計				14,520.26㎡	